



2025 年 5 月 20 日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付で、別紙のとおり、下記の事項についてパブリックコメントを募集することといた しましたので、お知らせいたします。

記

○ 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正案について

募集期間: 2025年5月20日(火)から2025年6月18日(水)17時00分まで

所 管: エクイティ分科会及び自主規制企画分科会

内 容: 2024年7月2日付けで公表された「金融審議会市場制度ワーキング・グ

ループ報告書―プロダクトガバナンスの確立等に向けて―」においては、 株式投資型クラウドファンディングにおける法人の特定投資家に対する勧誘について、電磁的方法以外の方法(電話・訪問等)を可能とすること及び社債券に投資するクラウドファンディングについて、株式投資型クラウドファンディングにおける勧誘規制と同様の規制を設けることが提言されたところである。

これを踏まえ、本協会では、投資型クラウドファンディングの勧誘規制の在り方について、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」及び「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を行った。

今般、これらのワーキング・グループにおける検討の結果として、株式 投資型クラウドファンディングにおける法人の特定投資家に対する勧誘に ついて、電磁的方法以外の方法(電話・訪問等)を可能とするよう、「株 式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正を行うと ともに、社債券に係る電子申込型電子募集取扱業務に係る勧誘(少人数私 募に係る勧誘を除く)について、株式投資型クラウドファンディングにお ける勧誘規制と同様の規制を設けるよう、「協会員の投資勧誘、顧客管理 等に関する規則」の一部改正を行うこととする。





○ パブリックコメントの募集方法

郵便又は専用フォームにより募集

郵便の場合:〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合: https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=24

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先:

<別紙1> 自主規制本部 エクイティ市場部 (TEL: 03-6665-6770)<別紙2> 自主規制本部 自主規制企画部 (TEL: 03-6665-6769)

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正案について

令和7年5月20日日本証券業協会

I. 改正の趣旨

2024 年7月2日付けで公表された「金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告書―プロダクトガバナンスの確立等に向けて―」においては、株式投資型クラウドファンディングにおける法人の特定投資家に対する勧誘について、電磁的方法以外の方法(電話・訪問等)を可能とすること及び社債券に投資するクラウドファンディングについて、株式投資型クラウドファンディングにおける勧誘規制と同様の規制を設けることが提言されたところである。

これを踏まえ、本協会では、投資型クラウドファンディングの勧誘規制の在り方について、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」及び「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を行った。

今般、これらのワーキング・グループにおける検討の結果として、株式投資型クラウドファンディングにおける法人の特定投資家に対する勧誘について、電磁的方法以外の方法(電話・訪問等)を可能とするよう、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正を行うとともに、社債券に係る電子申込型電子募集取扱業務に係る勧誘(少人数私募に係る勧誘を除く)について、株式投資型クラウドファンディングにおける勧誘規制と同様の規制を設けるよう、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

Ⅱ.改正の骨子

1.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正【別紙1】

(1) 会員は、株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券について、法人特定投資家を対象として、金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法による勧誘を行うことができる。

(第29条第1項)

(2) 会員が、上記 II. 1. (1)の勧誘を行う場合、当該募集又は私募に係る有価証券について、第一種少額電子募集取扱業務に関する発行総額の規定に準じて行うこととする。

(第29条第2項)

(3) その他所要の整備を図る。

2. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正【別紙2】

協会員は、法人特定投資家以外の顧客に対して、金商業等府令第6条の3各号に規定する 方法以外の方法により、社債券に係る電子申込型電子募集取扱業務に係る投資勧誘(金商法 第2条第3項第2号ハに該当する取得勧誘を除く。)を行ってはならない。

(第12条の3)

皿. 施行の時期

この改正は、令和●年●月●日(改正日と同日)から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

- (1) 募集期間及び提出方法
- ① 募集期間:2025年5月20日(火)から2025年6月18日(水)17:00まで(必着)
- ② 提出方法:郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合:〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合: https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=24

(2) 意見の記入要領

件名を「『株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則』等の一部改正に対する意見」 とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)
- ③ 会社名(法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。)
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由
- 本件に関するお問い合わせ先:
 - < Ⅱ. 1. に関する事項>

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

< Ⅱ. 2. に関する事項>

日本証券業協会 自主規制本部 自主規制企画部 (03-6665-6769)

以 上

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正案について

令和7年5月20日

	(下線部分変更)
改 正 案	現行
第 2 章 株式投資型クラウドファンディン	第 2 章 株式投資型クラウドファンディン
グ業務	グ業務
(発行者についての審査)	(発行者についての審査)
第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審	第 4 条 (同 左)
査を行わなければならない。 1~10 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第 15 条の 10 の 3 第 1 号及び金商業等府令第 16 条の 2 第 1 項を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 4 (現行どおり)	1~10 (省略) 2 (省略) 3 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第15条の10の3第1号に掲げる要件を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 4 (省略)
(ウェブサイトにおける情報提供)	(ウェブサイトにおける 情報提供)
第9条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商法第43条の5及び金商業等府令第146条の2に定める措置と同様の措置を講じなければならない。	第 9 条 (同 左)
1~11 (現行どおり) 12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令第6条の3 各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。 13~23 (現行どおり) 2 (現行どおり)	1~11 (省略) 12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令 <u>第6条の2</u> 各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。 13~23 (省略) 2 (省略)
(契約締結前の情報の提供)	(契約締結前の情報の提供)
第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファ	第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファ

ンディング業務を行う場合には、顧客(特定 投資家(金商法第2条第 31 項に規定する特 投資家(金商法第2条第 31 項に規定する特

改 正 案

現行

定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者をおいて同じ。)をいう。以下同じ。)を除く。次条において同じ。)に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、前条第 1 項各号(第 21 号を除するとも、前条第 1 項各号(第 21 号を除する。とも、前条第 1 項各号(第 21 号を除する。といての条において同じ。)に掲げる事項を対して表別である場合に限り、当該事項について、内容を変更して提供することができる。

2 (現行どおり)

(勧誘手法併用の禁止)

第 12 条 会員等は、金商業等府令<u>第6条の3</u> 各号に規定する方法以外の方法により、株式 投資型クラウドファンディング業務に係る投 資勧誘を行ってはならない。

第 4 章 雑 則

(法人の特定投資家に関する特則)

- 第 29 条 会員は、第 12 条の規定にかかわら ず、株式投資型クラウドファンディング業務 において取り扱う募集又は私募に係る有価証 券について、特定投資家(個人を除く。)を 対象として、金商業等府令第 6 条の 3 各号に 規定する方法以外の方法による勧誘を行うこ とができる。なお、本規則において、当該勧 誘行為は株式投資型クラウドファンディング 業務とみなす。
- 2 前項に規定する勧誘行為については、金商業等府令第 16 条の2第1項の「第一種少額電子募集取扱業務」を「株式投資型クラウドファンディング業務」と読み替えて第4条第3項を適用するものとする。

付 則

この改正は、令和●年●月●日(改正日と同日)から施行する。

定投資家(同法第 34 条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の3第4項(同法第 34 条の4 第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。次条において含む。)を除く。次条において同じ。)に対し、同法第 37 条の3 第1項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくらも、前条第1項各号(第 21 号を除く。以合うでもる。ただし、前条第1項各号に掲げる事項のうちに該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して提供することができる。

2 (省略)

(勧誘手法併用の禁止)

第 12 条 会員等は、金商業等府令<u>第6条の2</u> 各号に規定する方法以外の方法により、株式 投資型クラウドファンディング業務に係る投 資勧誘を行ってはならない。

第 4 章 雑 則

(新設)

(新設)

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正案について

令和7年5月20日(下線部分変更)

_,		<u>-</u>	
改正案	現	行	
<u>(電子申込型電子募集取扱業務に係る勧誘手法</u> 併用の禁止)			
第 12 条の3 協会員は、顧客(特定投資家の うち法人である者を除く。)に対し、金商業 等府令第6条の3各号に規定する方法以外の 方法により、電子申込型電子募集取扱業務に 係る投資勧誘(金商法第2条第3項第2号ハ に該当する取得勧誘を除く。)を行ってはな らない。	(新	設)	
2 前項の電子申込型電子募集取扱業務とは、 金商業等府令第70条の2第3項に規定する 電子申込型電子募集取扱業務のうち、社債券 (金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券 及び外国法人の発行する証券又は証書で同様 の性質を有するものであって、新株予約権付 社債券を除くものをいう。) に係るものをい う。	(新	設)	
付 則			
この改正は、令和●年●月●日(改正日と同日)から施行する。			



「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の
 一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2025年5月20日日本証券業協会

1. 株式投資型クラウドファンディングに係る勧誘方法の見直し



【株式投資型クラウドファンディング業務に関する規制の現状(対面等勧誘について)】

- ・ 現状、株式投資型CFを取り扱う多くの事業者は、ネットのみの勧誘等を前提に登録要件の緩和を受ける「第一種少額電子募集取扱業者」であり、当該業者については法令により電話・対面での勧誘は認められていない。※
- 一方で、第一種金商業者については、勧誘方法について法令上の制限はない。
- ・ そうした中、日証協の株式投資型クラウドファンディング規則は、<u>第一種金商業者が株式投資型クラウドファンディングを</u> 行う場合であっても、第一種少額電子募集取扱業者と同様に、電話・対面での勧誘は認めていない。

※ 顧客からの要請に基づく電話での説明を除く

【市場制度WG報告書(2024年7月2日 公表)における記載】

法人の特定投資家に対する勧誘まで電磁的方法に制限する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、<u>投資型</u> <u>CF において</u>、第一種・第二種金融商品取引業者による<u>法人の特定投資家に対する勧誘については、電磁的方法以外の方法(電話・訪問等)を可能とすることが考えられる</u>。ただし、この場合、電磁的方法によって勧誘を行う投資家との間で情報格差が生じないように行うことが適当と考えられる。

注: 下線は日証協によるもの

【今般の対応】



上記の市場制度WG報告書及び規制の現状を踏まえ、非上場WGにおいて検討した結果、「会員(第一種金商業者)」が、「法人の特定投資家」に対して行う株式投資型クラウドファンディング業務について、「電話・訪問等での勧誘を行うこと」を認める規則改正を行う。

1. 株式投資型クラウドファンディングに係る勧誘方法の見直し



- > 会員が法人特定投資家に対して電話・訪問等による勧誘を行う場合の特則(第29条)を設け、以下の措置を講じる。
 - ① **会員が法人特定投資家に対して電話・訪問等による勧誘を可能**とする。(第1項本文)
 - ② 上記勧誘行為を「株式投資型クラウドファンディング業務」とみなす旨の規定を設ける。(第1項なお書き)
 - ③ 既存の株式投資型クラウドファンディング業務と同様に、上記勧誘行為についても発行価額の総額要件の合算対象と する。(第2項)
- > その他所要の整備を図る。

【株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則】

改正案	現 行
(法人の特定投資家に関する特則) 第29条 会員は、第12条の規定にかかわらず、株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券について、特定投資家(個人を除く。)を対象として、金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法による勧誘を行うことができる。なお、本規則において、当該勧誘行為は株式投資型クラウドファンディング業務とみなす。	(新設)
2 前項に規定する勧誘行為については、金商業等府令第16条の2第1項の「第一種少額電子募集取扱業務」を「株式投資型クラウドファンディング業務」と読み替えて第4条第3項を適用するものとする。	(新設)

(※)株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則における「会員」とは、金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業者を指し、「会員等」とは、「会員 IC「特定業務会員(第一種少額電子募集取扱業務のみを行う者)」を追加したもの

【その他所要の整備(法令の条ズレに対応)】 (勧誘手法併用の禁止)

第12条 会員等は、金商業等府令<u>第6条の3</u>各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る 投資勧誘を行ってはならない。

1. 株式投資型クラウドファンディングに係る勧誘方法の見直し



【第29条第2項の読み替え規定における対応】

(発行者についての審査)

第4条第3項 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令 (以下「金商法施行令」という。)第15条の10の3第1号<u>及び金商業等府令第16条の2第1項</u>を満たすものでなければ、株式投 資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

(法人の特定投資家に関する特則)

第29条第2項 前項に規定する勧誘行為については、<u>金商業等府令第16条の2第1項の「第一種少額電子募集取扱業務」を「株</u> 式投資型クラウドファンディング業務」と読み替えて第4条第3項を適用するものとする。



第29条第2項の前項に規定する勧誘行為(=法人特定投資家に対する電話・訪問等による勧誘行為)は、規則上「株式投資型クラウドファンディング業務」とみなされるが、金商業等府令第16条の2第1項の「第一種少額電子募集取扱業務」には該当しない。しかし、この場合にも金商業等府令第16条の2第1項に規定する発行総額等の制限を適用させることとする。

【金商業等府令】

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法)

第十六条の二 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方 法とする。

- 一 募集又は私募に係る有価証券(<mark>第一種少額電子募集取扱業務</mark>又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。) 当該有価証券の発行価額の総額に次に掲げる額を合算する方法
 - イ 当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類の 有価証券(<u>第一種少額電子募集取扱業務</u>又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われたもの<mark>に限</mark>
 - る。) の発行価額の総額
 - □ 当該有価証券の募集又は私募と申込期間の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券 (第一種少額電子募集取扱業務) 又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限
 - <mark>る</mark>。)の発行価額の総額
 - ※一部省略して記載

【金商法施行令】

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等)

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二第九項及び第二十九条の四の三第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される額が五億円未満であること。

2. 社債の電子申込型電子募集取扱業務の勧誘方法の見直し



【市場制度WG報告書における記載】

日本証券業協会の規則では、第一種金融商品取引業者による株式投資型 CF について勧誘方法を制限している一方、それ以外の投資型 CFについては制限を設けていない。この点、少なくとも社債券に係る投資型 CF については、ソーシャル・レンディングに関し問題事案を踏まえて電話・訪問勧誘を規制する制度整備が進められていることや、社債券に投資する CF が広がりつつあることを踏まえると、投資者保護の観点から、株式投資型 CF における勧誘規制と同様の規制を設けることが適当である。株式、新株予約権証券、社債券以外の有価証券についても、投資型 CF で実際の取扱いが行われる場合には、日本証券業協会において同様に対応するよう検討を行うことが適当と考えられる。 注:下線は日証協によるもの

【今般の対応】

投資勧誘WGにおいて検討した結果、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に、協会員が、法人の特定 投資家を除く顧客に対して行う社債券※1に係る電子申込型電子募集取扱業務(少人数私募に該当するものを除 く)について、電話・訪問等による方法※2での勧誘を行うことを禁止する規定を追加することとする。 なお、社債券以外の有価証券については、実際の取扱いが発生した場合に、取扱い状況や苦情の状況等を勘案の うえ、改めて規制の要否等について検討することとする。

- ※1 金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券及び外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものであって、新株予約権付社債券を除く。
- ※2 金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法。

【協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】

改正案

(電子申込型電子募集取扱業務に係る勧誘手法併用の禁止)

- 第12条の3 協会員は、顧客(特定投資家のうち法人である者を除く。)に対し、金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法により、電子申込型電子募集取扱業務に係る投資勧誘(金商法第2条第3項第2号ハに該当する取得勧誘を除く。)を行ってはならない。
- 2 前項の電子申込型電子募集取扱業務とは、金商業等府令第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務のうち、 社債券(金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券及び外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものであって、新 株予約権付社債券を除くものをいう。)に係るものをいう。



く参考>

- ・市場制度WG報告書の記載
- ・「投資型クラウドファンディング業務」の関連規定及び条文

<御参考>法人特定投資家への勧誘規制の見直し (2024/7/2市場制度WG 報告書より抜粋) 下線は事務局が挿入



(2)投資型クラウドファンディングの勧誘方法の見直し

現在、インターネットを用いた有価証券の募集等の取扱いのみを行うことを前提とした少額電子募集取扱業者の勧誘方法は、法令上、ウェブサイトや電子メール等の電磁的方法に限定されている。

他方、第一種・第二種金融商品取引業者は、募集等の取扱いにおいて、法令上、電磁的方法以外の手法(電話・訪問等)による勧誘が可能であるが、投資型CFの勧誘方法については、2014年の金融商品取引法等の一部を改正する法律の附帯決議において、投資被害の多くが電話・訪問によるものであることを踏まえ、投資型CFにおいては、電話・訪問を用いた勧誘ができないことを明確化することが求められたことから、自主規制規則において、一部の金融商品を除き、勧誘方法は電磁的方法に限定されている。この点に関し、一定の投資判断能力を有する特定投資家に対しては、電磁的方法以外の勧誘方法を可能とすることについてCF業者からの要望がある。

上記附帯決議や、電話・訪問勧誘によるものも含め、個人投資家における投資被害が依然として多い状況を踏まえると、特定投資家であっても個人に対する電話・訪問勧誘を可能とすることについては、引き続き慎重に対応することが適当である。

一方で、法人の特定投資家に対する勧誘まで電磁的方法に制限する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、 投資型CFにおいて、第一種・第二種金融商品取引業者による法人の特定投資家に対する勧誘については、電磁的方 法以外の方法(電話・訪問等)を可能とすることが考えられる。 ただし、この場合、電磁的方法によって勧誘を行う投資 家との間で情報格差が生じないように行うことが適当と考えられる。

なお、日本証券業協会の規則では、第一種金融商品取引業者による株式投資型CFについて勧誘方法を制限している一方、それ以外の投資型CFについては制限を設けていない。この点、少なくとも社債券に係る投資型CFについては、ソーシャル・レンディングに関し問題事案を踏まえて電話・訪問勧誘を規制する制度整備が進められていることや、社債券に投資するCFが広がりつつあることを踏まえると、投資者保護の観点から、株式投資型CFにおける勧誘規制と同様の規制を設けることが適当である。株式、新株予約権証券、社債券以外の有価証券についても、投資型CFで実際の取扱いが行われる場合には、日本証券業協会において同様に対応するよう検討を行うことが適当と考えられる。

<御参考>

「投資型クラウドファンディング業務」の関連規定及び条文



【株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則】

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」(以下「店頭有価証券規則」という。)第2条第1号に規定する店頭有価証券をいう。

2 株式投資型クラウドファンディング業務

会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。)をいう。

3 会員等

会員及び特定業務会員(定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。)をいう。

4~5 (省略)

【金商法】

(第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)

第29条の4の2

1~8 (省略)

- 9 第一項、第二項、第五項及び前二項の「第一種少額電子募集取扱業務」とは、<mark>電子募集取扱業務</mark>(次に掲げる有価証券(金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。)又は電子募集取扱業務に関して顧客から金銭の預託を受けることをいう。
- 一 第二条第一項第九号に掲げる有価証券
- 二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利(電子記録移転権利に該当するものに限る。)

<御参考>

「投資型クラウドファンディング業務」の関連規定及び条文



【金商法】

(登録の申請)

第29条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一~五の二 省略

六 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(政令で定めるものを除く。)について、電子募集業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為(政令で定めるものを除く。)を業として行うことをいう。以下この章において同じ。)又は電子募集取扱業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより同項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この章において同じ。)を行う場合にあっては、その旨

【金商業等府令】

(有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第6条の3 法第二十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法
- 二 前号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により通信文その他の情報を送信する方法(音声の送受信による通話を伴う場合を除く。)
- 三 第一号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等が、一の相手方(その代理人を含み、当該相手方が法人である場合にあっては、その役員及び使用人を含む。)に対し、当該相手方からの求めに応じ、音声の送受信による通話の方法により前二号に規定する情報(前二号に掲げる方法により当該相手方の閲覧に供し、又は当該相手方の使用に係る電子計算機に送信したものに限る。)に係る事項について説明する方法

〈御参考〉 「投資型クラウドファンディング業務」の関連規定及び条文



【金商業等府令】

(業務管理体制の整備)

第70条の2

- 1.2 (省略)
- 3 前項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集業務等」とは、電子申込型電子募集業務 (電子募集業務 (適格機関投資家等特例業務又は海外投資家等特例業務に該当するものを除く。以下同じ。) のうち、次に掲げる方法により当該電子募集業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下同じ。) 及び当該電子申込型電子募集業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為をいい、前項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」とは、電子申込型電子募集取扱業務(電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下同じ。) 又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務(電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。) 及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての同条第八項第九号に掲げる行為(電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。) をいう。
- 一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された相手方が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該相手方の申込みに関する事項を記録する方法
- 二 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により相手方が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し(音声の送受信による通話を伴う場合を除く。)、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該相手方の申込みに関する事項を記録する方法